

東地域及び中西地域の計画策定プロセスにおける
「広域系統整備計画策定までの期間」の経済産業大臣報告について

第43回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（2022年7月13日開催）から要請を受けて、2022年7月20日に開始した計画策定プロセスの進め方について、業務規程第54条に規定された事項に関し、2022年8月24日に経済産業大臣へ報告している。

第71回広域系統整備委員会（2023年11月10日開催）での議論を踏まえ、広域系統整備計画の策定までの期間を具体化したため、業務規程第55条の規定に基づき、計画策定プロセスの進め方について経済産業大臣へ報告するとともに、その旨を本機関のウェブサイトにて公表する。

1. 計画策定プロセスの進め方の決定から広域系統整備計画の策定までの期間

- ・増強効果の確認、増強ルート及び規模の具体化 …… 2023年度内目途
- ・広域系統整備計画の取りまとめ …… 2024年度内目途

2. 経済産業大臣への報告

別紙によりすみやかに経済産業大臣へ報告する。

以上

【添付資料】

別紙：経済産業大臣報告文書「東地域及び中西地域の広域系統整備に係る計画策定プロセスの進め方について」

[参考]業務規程

(計画策定プロセスの進め方の決定)

第54条 本機関は、計画策定プロセスを開始したときは、次の各号に掲げる事項を確認の上、設備形成に係る委員会における検討を踏まえ、計画策定プロセスの進め方を決定する。

一 他の案件との同一性として次に掲げるもの

- ア 新規の計画策定プロセスに係る案件（以下「新規検討案件」という。）と、過去の計画策定プロセスにより検討を行った案件（広域系統整備計画の策定に至らなかつたものに限る。）との間の検討開始の理由及び内容の同一性。同一性が認められる場合には、当該案件の検討を行った時からの状況の変化の有無及び程度
- イ 新規検討案件と、現在、計画策定プロセスにより検討を行っている又は検討を行おうとしている他の案件との間の検討開始の理由又は内容の同一性。同一性が認められる場合には、当該他の案件とは別に広域系統整備の検討を行う必要性

二 計画策定プロセスを継続する必要性

三 計画策定プロセスの進め方の決定から広域系統整備計画の策定までの期間

2・3 略

(計画策定プロセスの進め方の公表)

第55条 本機関は、計画策定プロセスの進め方の決定後、次の各号に掲げる事項を公表する。

- 一 計画策定プロセスを開始した旨
 - 二 計画策定プロセスを継続する場合には、検討スケジュール
 - 三 計画策定プロセスを継続しない場合には、その旨及びその理由
- 2 本機関は、一般送配電事業者たる会員の提起に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、前項に掲げる事項を当該一般送配電事業者たる会員に書面で通知する。
- 3 本機関は、国からの要請に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、前項に掲げる事項を経済産業大臣に書面で通知する。

